

ご利用にあたってのお願い(会議室)

下記の注意事項を守ってご利用ください。

1. 消防法の規定により、定員(大会議室50名・小会議室20名)を超えての利用はできません。
2. 販売等の営利目的の利用はできません。虚偽の申請を行っていた場合は、利用を取り消すことがあります。
3. 冷暖房は有料です。利用の際は、管理事務所までご連絡ください。
4. 壁への貼付けはできません。必要な場合は、案内板等の貸出をしますので、管理事務所までご連絡ください。
5. 利用時間内での設営・退出をお願いします。
6. 机やイス、備品等を移動した場合は、元の状態に戻してから退出してください。
7. ゴミは全て持ち帰るようにしてください。
8. 適切なコンセントの使用をお願いします

※1000wを超える場合は、ブレーカーが落ちる場合があります
9. 飲食は、会議室内では可能ですが、清掃をお願いします。
10. Wi-Fi 利用(無料)は、申請書を管理事務所まで提出ください。

以上のほか、条例または規則に違反するときは、利用の許可を取り消し、中止していただくことがあります。その場合の、返金はいたしません。

高知県立県民体育館